

政令第 号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「法中前段に規定する」を「法の規定中当該」に改め、同条第四項中「地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市又は尼崎市、西宮市、呉市、大牟田市若しくは佐世保市（以下「指定都市等」という。）」に、「保健所を設置する市又は当該特別区」を「指定都市等」に、「法中前段に規定する」を「法の規定中当該」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定により小樽市長がした命令その他の行為(この政令による改正前の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第八条第四項に規定する事務に限る。以下「命令等」という。)は、北海道知事がした命令等とみなし、この政令の施行の際現に同法の規定により小樽市長に対してされている申告その他の行為(同項に規定する事務に関するものに限る。以下「申告等」という。)は、北海道知事に対してされた申告等とみなす。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十四年政令第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から第二十一条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。